

富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例について（概要）

1 改正理由

富里市国民健康保険高額医療費資金貸付基金（以下「貸付基金」という。）は、国民健康保険高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金を貸し付けるものです。平成24年度から限度額適用認定証等を提示すれば外来の診療を受けた場合にも入院した場合と同様に、医療機関等の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができることとなったため、貸付けの実績がなくなりました。このことを踏まえ、貸付基金の保有額を減額するよう所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 貸付基金の減額（第3条関係）

保有額を1,000万円から500万円に減額します。

(2) 用字、用語の整理

今回の改正に併せて、用字、用語の整理を行うものです。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第 号

富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月 日提出

富里市長 相 川 堅 治

富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第3条中「1,000万円」を「500万円」に改める。

第4条中「各号の要件のすべて」を「各号に掲げる要件の全て」に改め、同条第1号中「こと」を「こと。」に改め、同条第2号中「差引いた」を「差し引いた」に、「全額支払ったこと」を「全額支払ったこと。」に改め、同条第3号及び第4号中「こと」を「こと。」に改める。

第5条ただし書中「貸付けない」を「貸し付けない」に改める。

第7条の見出しを「（貸付申込み）」に改め、同条第2項中「差引いた」を「差し引いた」に改める。

第10条第1号中「又は」を「,又は」に、「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第13条各号中「とき」を「とき。」に改める。

第17条中「,かつ,有利」を「かつ有利」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金（以下「資金」という。）を<u>貸し付けること</u>により、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。 (基金の額) 第3条 基金の額は、<u>500万円</u>とする。 (貸付対象) 第4条 資金の貸付けは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす被保険者の属する世帯の世帯主に対して行う。 (1) 当該被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込みがある<u>こと</u>。 (2) 当該療養に要する費用について当該被保険者が医療機関等から請求を受け、資金貸付申込額を<u>差し引いた額</u>を医療機関等へ支払ったこと又はその費用を<u>全額支払ったこと</u>。 (3) 国民健康保険税の滞納がない<u>こと</u>。 (4) この条例に基づく貸付金の滞納がない<u>こと</u>。 (貸付額) 第5条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の10分の9とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は<u>貸し付けない</u>。 <u>(貸付申込み)</u> 第7条 (略) 2 申込者が前項の請求書を添付して申込みをする場合にあっては、当該療養に要する	(目的) 第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金（以下「資金」という。）を<u>貸付けること</u>により、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。 (基金の額) 第3条 基金の額は、<u>1,000万円</u>とする。 (貸付対象) 第4条 資金の貸付けは、次の各号の要件のすべてを満たす被保険者の属する世帯の世帯主に対して行う。 (1) 当該被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込みがある<u>こと</u> (2) 当該療養に要する費用について当該被保険者が医療機関等から請求を受け、資金貸付申込額を<u>差引いた額</u>を医療機関等へ支払ったこと又はその費用を<u>全額支払ったこと</u> (3) 国民健康保険税の滞納がない<u>こと</u> (4) この条例に基づく貸付金の滞納がない<u>こと</u> (貸付額) 第5条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の10分の9とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は<u>貸付けない</u>。 <u>(貸付申込)</u> 第7条 (略) 2 申込者が前項の請求書を添付して申込みをする場合にあっては、当該療養に要する

改正後	改正前
費用の額から資金貸付申込額を<u>差し引いた額</u>を医療機関等へ支払ったことの証明を受けなければならない。 (貸付けの方法) 第10条 貸付金の貸付方法は、次のとおりとする。 (1) 当該療養に要する費用について当該被保険者が医療機関等へ全額支払った場合は、申込者に対し現金を交付し、<u>又は同人名義の銀行預金口座等へ送金して貸し付ける。</u> (2) (略) (即時償還) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、借受人に対し直ちに高額医療費資金貸付金返還請求書により貸付金の全額を償還させるものとする。 (1) 借受人が虚偽の申込みその他不正の手段により貸付けを受けたとき。 (2) 当該貸付けに係る被保険者が第4条各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。 (基金の管理) 第17条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も<u>確実かつ有利</u>な方法により保管しなければならない。 <u>附 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u>	費用の額から資金貸付申込額を<u>差し引いた額</u>を医療機関等へ支払ったことの証明を受けなければならない。 (貸付けの方法) 第10条 貸付金の貸付方法は、次のとおりとする。 (1) 当該療養に要する費用について当該被保険者が医療機関等へ全額支払った場合は、申込者に対し現金を交付し<u>又は同人名義の銀行預金口座等へ送金して貸付ける。</u> (2) (略) (即時償還) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、借受人に対し直ちに高額医療費資金貸付金返還請求書により貸付金の全額を償還させるものとする。 (1) 借受人が虚偽の申込みその他不正の手段により貸付けを受けたとき (2) 当該貸付けに係る被保険者が第4条各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき (基金の管理) 第17条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も<u>確実、かつ、有利</u>な方法により保管しなければならない。